

令和4年度
第1回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和4年6月29日（水曜日）

秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和4年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- (2) 令和4年度審議方針について
- (3) 令和4年度審議日程について
- (4) その他

資 料

番号		頁
1	秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第49期)	1
2	経済財政運営と改革の基本方針2022	3
	(経済財政運営と改革の基本方針2022 関係部分抜粋)	5
	(新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 関係部分抜粋)	13
3	令和4年度審議方針(案)	17
4	令和4年度審議会等開催予定(素案)	19
5	令和4年度答申日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)	21
6	秋田地方最低賃金審議会運営規程	23
7	秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程	25
8	秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領	27
9	関係する法条項等	29

秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第49期)

◎会長 ○会長代理

* 50音順

区分	氏名	現職
公益代表	◎ あかさか 坂 かおる 赤 坂 薫	弁護士
	いとう 伊藤 しんいち 伊藤 慎一	秋田大学産学連携推進機構 准教授
	○ うすき 臼木 ともあき 臼木 智昭	秋田大学教育文化学部 准教授
	ながき 長岐 かずゆき 長岐 和行	弁護士
	ほりい 堀井 じゅん 堀井 潤	特定社会保険労務士
労働者代表	いのうえ 井上 まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	いまい 今井 ゆうこ 今井 裕子	自動車総連秋田地方協議会 日産プリンス秋田販売労働組合
	ごとう 後藤 まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう 佐藤 しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 組織部長
	ほんどう 本堂 ゆきこ 本堂 由紀子	イオン東北労働組合 中央執行委員
使用者代表	おの 小野 ひでと 小野 秀人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	さとう 佐藤 むねき 佐藤 宗樹	(株)ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長
	ときた 時田 ゆうじ 時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
	ほりえ 堀江 じゅうきゆう 堀江 重久	(株)ホリエ 代表取締役
	わかいずみ 若泉 ひろあき 若泉 裕明	東電化工業(株) 代表取締役社長
任期	令和3年4月1日～令和5年3月31日 小野秀人委員の任期は、令和4年6月15日～令和5年3月31日	

経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点分野

(1) 人への投資

(賃上げ・最低賃金)

今年度は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組み、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりに進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組み中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組み。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりと議論する。

〈参考〉経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するたため、生産性向上等に取り組み中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組み。

経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定) ＜関係部分抜粋＞

第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

1. 国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて

我々はこれまでの延長線上にない世界を生きている。世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、力による一方的な現状変更という国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略、権威主義的国家による民主主義・自由主義への挑戦、一刻の猶予も許さない気候変動問題など我が国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じるとともに、国内においては、回復の足取りが依然脆弱な中での輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せている。

我々に求められるのは、この難局を単に乗り越えるだけでなく、こうした社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置付け、官民が協働して重点的な投資と規制・制度改革を中長期的かつ計画的に実施することにより、課題解決と経済成長を同時に実現しながら、経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を起動することである。こうして我々自身の資本主義をバージョンアップすることにより、自由で公正な経済体制を一層強化していく。

このため、本「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、

- ・ 当面の難局を乗り越えるためのマクロ経済運営の方針を示すとともに、
- ・ 成長と分配をとともに高める「人への投資」を始め、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた重点投資分野についての官民連携投資の基本方針を示す。
- ・ あわせて、新しい資本主義が目指す民間の力を活用した社会課題解決に向けた取組や多様性に富んだ包摂社会の実現、一極集中から多極化した社会をつくり地域を活性化させる改革の方向性を示す。
- ・ さらに、世界に開かれた貿易・投資立国であることをこれからも維持しつつ、厳しさを増す東アジア情勢や権威主義的国家の台頭など国際環境の変化に応じた戦略的な外交・安全保障や同志国との連携強化、経済安全保障等についての方向性を示す。
- ・ また、強靱で持続可能な経済社会に向けた防災・減災、国土強靱化の推進や東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心に向けた基本的な方針を示していく。
- ・ その上で、これらの政策遂行の基盤となる強固で持続可能な経済・財政・社会保障制度の構築に向けた経済・財政一体改革の取組方針を示し、短期と中長期の整合性を確保した経済財政運営の方針と令和5年度予算編成の考え方を提示する。

2. 短期と中長期の経済財政運営

(1) コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営

(当面のマクロ経済運営)

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち

直しの動きを続けてきた。この間、医療提供体制の強化やワクチン接種の加速など経済社会活動回復のための環境整備を行うとともに、あらゆる政策を総動員して国民の所得や雇用を下支えし、特に、厳しい影響を受けた方々や事業者に対する金融措置を含む万全の支援を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響から国民生活を守り、ポストコロナの持続的な成長に向けた基盤整備を進めてきた。その中で生じたのが本年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻である。

国際商品・金融市場を始め世界経済の不確実性が大きく増す中、我が国のマクロ経済運営については、当面、2段階のアプローチで万全の対応を行う。コロナ禍からの回復が依然として脆弱であることに鑑み、まずは、ウクライナ情勢に伴う原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰や希少物資の供給懸念等に対する緊急対策¹を講ずることにより、コロナ禍で傷んでいる国民生活や経済への更なる打撃をできる限り抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援する。これにより、経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしていく。

また、今後も感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況は続くと思込まれることから、予備費の活用等により予期せぬ財政需要にも迅速に対応して国民の安心を確保する。

その上で、第2段階として、本基本方針や新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画をジャンプスタートさせるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。これにより、中長期的な課題に対応しつつ、コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長と成長の果実が隅々まで行き渡る「成長と分配の好循環」を早期に実現する。あわせて、国際的な人の往来や観光需要の回復、対日直接投資の更なる推進等を通じて旺盛な海外需要を日本経済に取り込む。また、エネルギー分野を始め国際環境の変化にも強靱な経済構造に向けた改革を進め、世界の構造変化を日本がリードしていく。

今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。日本銀行においては、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

(経済社会活動の正常化に向けた感染症対策)

新型コロナウイルス感染症対策については、必要な財政支援や見える化等により医療提供体制の強化を進めるとともに、感染状況や変異株の発生動向に細心の注意を払いつつ、段階的な見直しを行い、一日も早い経済社会活動の正常化を目指す。

医療提供体制の強化について、国立病院機構等の公立公的病院に法律に基づく要求・要請を行うことによる新型コロナウイルス感染症の専用病床化とともに、個別の病院名を明

¹ 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)。

らかにした病床の確保を行いつつ、感染拡大時には即応病床の増床や病床の使用率向上により、入院を必要とする者がまずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。

感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、都道府県ごとに医療人材派遣の協力可能な医療機関数や派遣者数を具体化するほか、公立公的病院においても都道府県に設置する臨時の医療施設等に医療人材を派遣する。

医療DXを推進し、医療情報の基盤を整備するとともに、G-MISやレセプトデータ等を活用し、病床確保や使用率、オンライン診療実績など医療体制の稼働状況の徹底的な「見える化」を進める。

ワクチン、検査、経口治療薬の普及等により、予防、発見から早期治療までの流れを強化して新型コロナウイルス感染症の脅威を社会全体として可能な限り引き下げる。マイナンバーカードを使ったワクチン接種証明書のデジタル化等により、入国時での効率的なワクチン接種履歴の確認など円滑な確認体制を進める。

国際的な人の往来の活発化に向け、感染拡大防止と経済社会活動のバランスを取りながら、他のG7諸国並みの円滑な入国を可能とする水際措置の見直しなど水際対策の緩和を進める。また、新たな変異株が発生する場合にはこれに機動的に対処する。

新型コロナウイルス感染症に関する罹患後症状（いわゆる後遺症）についての実態把握や病態解明等に資する調査・研究を進める。

その上で、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を客観的に評価し、次の感染症危機に備えて、本年6月を目途に、危機に迅速・的確に対応するための司令塔機能の強化や感染症法²の在り方、保健医療体制の確保など、中長期的観点から必要な対応を取りまとめる。

（2）中長期の経済財政運営

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する。これによる民間企業投資の喚起と継続的な所得上昇により成長力を高めつつ需要創出を促すとともに、今後の成長分野への労働移動を円滑に促す。また、省エネ・脱炭素を通じた国内所得の海外流出の抑制や同じ価値観を共有する国々との協力関係の強化を通じて、比較優位のメリットをこれまで以上に引き出すとともに国内投資を喚起する。さらには、インバウンドの再生、農林水産物・食品や中小企業の輸出振興といった取組を強化し、産業の構造変化を促す。

その際、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期す。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

(人的資本投資)

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強かに支援する。

企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む。また、政府からの特に大規模な支援を受ける際には、人的資本投資などを通じ、中長期的な価値創造にコミットすることを企業に求める。

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する³。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。あわせて、同一労働同一賃金の徹底等を通

³ 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）に基づく。

じた非正規雇用労働者の処遇改善や正規化に取り組む。

少子化対策・こども政策は、包摂社会の実現に向けて重要であるだけでなく、「人への投資」としても重要であり、強力に進める。

(多様な働き方の推進)

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント⁴と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

こうした観点から、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む。専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。裁量労働制を含めた労働時間制度の在り方について、裁量労働制の実態調査の結果やデジタル化による働き方の変化等を踏まえ、更なる検討を進める。フリーランスについて、事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働ける環境を整備する。

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

国家公務員について、既存業務の廃止・効率化、職場のデジタル環境整備、勤務形態の柔軟化などを通じた働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大やデジタル人材を含めた中途採用の円滑化、リスキリングなど人材の確保・育成策に戦略的に取り組む。

(質の高い教育の実現)

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担す

⁴ 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

べきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する⁵こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。また、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する。

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している⁶。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

⁵ 法制的な位置付けの検討を含む。

⁶ 2022年4月の消費者物価上昇率（総合）は前年同月比2.5%の上昇。

(関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)

関係人口の創出・拡大や二地域・多地域居住、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」の推進に向け、関係人口の実態把握とふるさと納税等の地域の取組の後押し、地方企業や地域人材との交流・連携の促進、全国版空き家・空き地バンクの活用、空き家や企業版ふるさと納税の活用等によるサテライトオフィスの整備等⁷³を進める。地域への人材還流を促進するため、地域おこし協力隊等自治体への人的支援の充実やまちづくりの中核となる経営人材の国内 100 地域への展開に取り組むとともに、「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等⁷⁴を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学金官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。

復帰 50 年を迎えた沖縄が、「強い沖縄経済」を実現し、日本の経済成長の牽引役となるよう、改正沖縄振興特別措置法⁷⁵等を最大限に活用し、観光を始めとする各種産業の振興、北部・離島地域の振興、子供の貧困対策、人材の育成、基地跡地の利用等の沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進する。

ゼロカーボン北海道、食と観光を担う生産空間の発展、北方領土隣接地域の振興等、北海道開発を推進する。アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、ウポポイを拠点に取り組む。

過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。

(中堅・中小企業の活力向上)

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進⁷⁶する。あわせて、2023 年 10 月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。さらに、地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。

⁷³ 「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」の普及・定着を含む。

⁷⁴ プロフェッショナル人材戦略拠点と、地域金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組の強化等。

⁷⁵ 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）。

⁷⁶ 価格交渉・価格転嫁の促進、2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する。

第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

現状、民需に力強さを欠く状況にある中、海外への所得流出を伴う物価高騰に直面しているほか、ロシアによるウクライナ侵略は、安全保障をめぐる環境を一変させた。こうした中であって、経済財政運営においては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の下、適切な実行を図るとともに、構造変化を牽引しつつ、「成長と分配の好循環」を拡大していく必要がある。

このため、第1章で示したとおり、2段階のアプローチで万全の経済財政運営を行う。

当面は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を着実に執行するとともに、令和4年度予備費等を活用した「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとしていく。

その上で、本基本方針や新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画を前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、官民が連携し、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していく。

2. 令和5年度予算編成に向けた考え方

- ① 前述の情勢認識を踏まえ、景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていく。
- ② 令和5年度予算において、本方針及び骨太方針 2021 に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進する。
- ④ 政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、事業の性質に応じた基金の活用、年度を跨いだ予算執行が可能となる柔軟かつ適切な対応等により、単年度主義の弊害是正に取り組む。また、歳出について、その中身をより結果につながる効果的なものとするよう、コロナ禍での累次の補正予算の使い道や成果を見える化するとともに、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

＜関係部分抜粋＞

令和4年6月7日

る。

その際、課題解決の一つの鍵になるのは、デジタル技術の活用である。規制・制度をデジタル時代に合致したものにアップグレードすることで、デジタル技術を活用して課題解決を進めることを可能にするとともに、民間の力が最大限発揮できるよう、新しい時代にふさわしい公正な競争を確保する競争政策を推進していくことが重要である。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

(1) 賃金引上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、

¹ 基礎資料P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

³ 基礎資料P3：春闘結果の推移

新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金引上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金引上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金引上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打ち切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i)生活関連商品の製造・販売、ii)部品・完成品のものづくり、iii)サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要

請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し

介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

①自分の意思で仕事を選択することが可能な環境（学びなおし、兼業推進、再就職支援）

ストック面での人への投資については、職業訓練、学びなおし、生涯教育等への投資が重要である。

時代や社会環境の変化に応じて、需要のある職種は新しいものに入れ替わる⁴。また、教育訓練を受けた従業員の割合が増えると、労働者一人当たりの労働生産性や一人当たり平均賃金が上昇する効果があるとのデータがある⁵。

このため、成長分野への円滑な労働移動を進め、労働生産性を向上させ、更に賃金を上げていくためにも、個々の企業内だけでなく、国全体の規模で官民が連携して、働き手のスキルアップや人材育成策の拡充を図ることが重要である。その際、デジタル人材に加え、働く世代全体のデジタルスキルの底上げを図ることにウェイトを置く。

また、一般の方が企業間の労働移動が容易になるよう、転職やキャリアアップについて、キャリアコンサルティングを受けられる体制を整備する必要がある。

従業員、経営者、教育サービス事業者など一般の方から募集したアイデアを踏まえた、3年間で4,000億円規模の施策パッケージに基づき、非正規雇用の方を含め、能力開発支援、再就職支援、他社への移動によるステップアップ支援を講ずる。およそ100万人程度の方が利益を受けると想定される。

更に教育訓練投資を強化して、企業の枠を超えた国全体としての人的資本の蓄積を推進することで、労働移動によるステップアップを積極的に支援していく。

Off-JTの研修費用が低くとどまり、かつ、近年更に低下傾向にある日本企業の人的投資⁶について、早期に少なくとも倍増させ、更にその上を目指していく。

②初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度の奨励と若手の支援

初期の失敗を許容し研究内容の裁量性を認め長期に評価を行う助成制度と、プロ

⁴ 基礎資料P4：新しい職種による雇用の増加

⁵ 基礎資料P5：教育訓練の効果

⁶ 基礎資料P6：企業の人的投資の国際比較

令和 4 年度 審議方針（案）

秋田地方最低賃金審議会

本審議会は、最低賃金法第 1 条の目的の達成のため、低賃金の労働者層に対する安全網の機能強化と労使の取組への補完等を目指した改正最低賃金法の趣旨、最近の各種統計資料や労使の意見聴取等によりの確に把握した秋田県の経済環境と賃金実態、並びに中央最低賃金審議会の審議状況及びその意見を踏まえて、主体的な意見を取りまとめることを期し、円滑な調査審議を進めるため令和 4 年度審議方針を次のように定める。

1 審議の効率化

(1) 審議会の運営等

ア 本審及び専門部会のほか、各側及び各側相互において必要に応じ随時意見を交換し、県内の産業経済・賃金水準の動向等実情把握に努力すること。

イ 必要に応じ合同専門部会を開催すること。

ウ 各側は、できる限り審議が長時間に及ぶことのないよう努力すること。
審議は、原則として午後 5 時までとし、やむを得ない場合でも午後 8 時頃までに終了すること。

エ 各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用すること。

オ 審議の実質的促進を図り、発効日を早めるように努力すること。

(2) 資料整備及び意見聴取等

各専門部会が必要と認める場合は、賃金の実態及び動向を的確に把握できるような資料を求めるとともに、意見聴取等を行うこと。

2 除外賃金

精皆勤手当、通勤手当、家族手当の 3 手当は、最低賃金の対象となる賃金から除外すること。

3 最低賃金額の設定様式

適用地域については、全県一本とすること。

令和4年度 審議会等開催予定(素案)

月 日	6月		7月		8月		9月		10月		5年2月		月 日
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		
1	水		金		月	第2回本審 第1回地賃専門部会	木		土		水		1
2	木		土		火		金		日		木		2
3	金		日		水	第2回地賃専門部会	土		月		金		3
4	土		月		木		日		火		土		4
5	日		火		金	第3回地賃専門部会 第3回本審 (10月1日発効期限)	月		水	第2回特定最 賃専門部会	日		5
6	月		水		土		火		木		月		6
7	火		木		日		水		金		火		7
8	水		金		月	予備日	木		土		水		8
9	木		土		火		金	第2回公益委 員会議	日		木		9
10	金		日		水		土		月	スポーツの日	金		10
11	土		月		木	山の日	日	第1回特定最 賃専門部会 (合同)	火		土		11
12	日		火		金		月		水		日		12
13	月	第1回公益代表委員会議	水		土		火		木		月		13
14	火		木		日		水		金		火		14
15	水		金		月		木		土		水		15
16	木		土		火		金		日		木		16
17	金		日		水		土		月		金		17
18	土		月	海の日	木		日		火		土		18
19	日		火		金		月	敬老の日	水		日		19
20	月		水		土		火		木		月		20
21	火		木		日		水		金		火		21
22	水		金		月	8/5答申時異議申出 締切	木		土		水		22
23	木		土		火	第1回特別小委員会 第4回本審	金	秋分の日	日		木	天皇誕生日	23
24	金		日		水	(予備日)	土		月		金		24
25	土		月		木		日		火		土		25
26	日		火		金		月		水		日		26
27	月		水	(中賃目安答申 予定)	土		火	第2回特定最 賃専門部会	木		月		27
28	火		木		日		水		金		火		28
29	水	第1回本審(諮問)	金		月		木		土				29
30	木		土		火		金		日				30
31			日		水				月				31

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)

答申日 (要旨公示)	15日	異議申出 締切日	1営業日	官総持込日 (14:00まで)	8営業日	官報公示日	30日	発効日
	→		→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月17日(水)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月18日(木)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月19日(金)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月22日(月)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		8月23日(火)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		8月23日(火)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		8月23日(火)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		8月24日(水)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		8月25日(木)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		8月26日(金)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		8月29日(月)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		8月30日(火)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		8月30日(火)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		8月30日(火)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		8月31日(水)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月1日(木)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月2日(金)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月5日(月)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月6日(火)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月6日(火)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月6日(火)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月7日(水)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月8日(木)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月9日(金)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月12日(月)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月13日(火)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月13日(火)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月13日(火)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月14日(水)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月15日(木)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月16日(金)		9月29日(木)		10月29日(土)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)までに答申要旨を公示する必要がある

秋田地方最低賃金審議会運営規程

(昭和34年12月17日 審議会決定)
(平成 8年 3月18日 一部改正)
(平成10年 3月 5日 一部改正)
(平成13年 8月27日 一部改正)
(平成14年 5月13日 一部改正)
(平成22年 7月 5日 一部改正)
(令和 3年 6月30日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、秋田地方最低賃金審議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めたとときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益を代表する委員各1名を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでは、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長が指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときには、答申書、建議書又は議決書の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 則

この改正規程は、令和3年6月30日から施行する。

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
専 門 部 会 運 営 規 程

(平成 7年 5月12日 審議会決定)
(平成 8年 3月18日 一部改正)
(平成10年 3月 5日 一部改正)
(平成13年 8月27日 一部改正)
(平成14年 5月13日 一部改正)
(令和 3年 6月30日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(委員の定数)

第3条 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織する。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、各専門部会の部会長(以下「部会長」という。)が必要と認めたときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、秋田地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

付 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会運営小委員会 運 営 要 領

(昭和62年4月30日 審議決定)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会運営小委員会」(以下「運営小委員会」という。)を設ける。
- 2 運営小委員会は、「審議方針」の決定等審議会の運営に関する事項の審議を行う。
- 3 運営小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 ①公益を代表する委員のうち1名は、委員の互選により運営小委員長となり、会議を招集する。
②運営小委員長に事故あるときは、あらかじめ右記①の例により互選された者が運営小委員長の職務を代理する。
- 5 運営小委員会において委員が発言する場合には、運営小委員長の許可を得るものとする。
- 6 運営小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に運営小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、運営小委員長が必要に応じる小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和62年4月30日から施行する。

最低賃金法

(目的)

第 1 条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第 12 条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(会長)

第 24 条

最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第 25 条

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

(3 項、4 項 略)

- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(6 項 略)

最低賃金審議会令

(会議)

第5条

審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(3項 略)

(最低賃金専門部会)

第6条

(1項~4項 略)

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(6項、7項 略)